

### 📌 [--遺産分割とは--]

被相続人が遺した遺産がある場合には、これを相続人間で分ける事になります。

これを「遺産分割」と呼びます。

### 📌 [--遺産分割の基準--]

遺産の分割は、個々の遺産の種類・性質（例えば、遺産が農地であるか、預金であるか等）や相続人の年齢、職業、心身の状態、生活の状況等々一切の事情を考慮して、公平且つ適切に行う事が必要とされています。（民法第 906 条）

### 📌 [--マイナスの財産も分割の対象に--]

遺産分割の対象となる遺産とは預貯金や不動産といったプラスの財産だけではなく、借入金等のようなマイナスの財産も対象となります。

プラスの財産だけを引き継いでマイナスの財産は引き継がない、という虫のよい話は認められないという訳です。

### 📌 [--遺産分割の実行--]

遺産の分割は、被相続人が遺言により遺産分割を禁じた場合を除き、いつでも相続人全員の協議で遺産分割を実行する事が出来ます。（民法第 907 条）

### 📌 [--具体的な分割方法--]

遺産分割の方法には大きく分けて次の 3 つの方法があります。

#### ■現物分割

遺産を現物のまま分割する方法で、遺産分割の原則的方法と言えます。

例えば、自宅不動産は長男が相続し、預貯金は次男が相続する、といった分割の方法です。

最も単純で明瞭な分割方法と言えるでしょう。

#### ■代償分割

共同相続人の一人又は数人が、相続財産を現物にて取得し、その現物を取得した者が、他の共同相続人に対し、債務を負担する遺産分割の方法を指します。

例えば、相続人が長男と次男の 2 名であり、相続財産は 1 億円の土地が 1 筆のみだったとします。

本来であれば、この土地を長男と次男が半分ずつ相続するところですが、長男が土地の全部を相続し、その代わりに長男が次男に対して 5,000 万円の現金を支払う事を約束する、という分割の方法です。

不動産（特に土地）が遺産分割により細分化する事を回避したい場合等に有効な分割方法です。

#### ■換価分割

共同相続人の一人又は数人が、相続により取得した財産の全部又は一部を金銭に換価し、その換価した代金を分割する、という分割の方法です。

相続人が遺産である不動産の所在地から離れた場所に居住している為、遺産である不動産の管理が困難な場合等に有効な分割方法です。

### 📌 [--分割が調わない場合--]

もし、相続人同士で協議してもその協議が調わない場合、又は、相続人中の誰かが行方不明や病気で協議に参加出来ない、或いは、協議を拒む等の理由で協議出来ない場合には、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てて、分割して貰う事が出来ます。